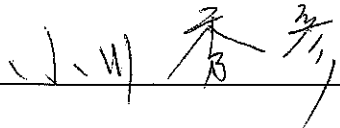


運用報告書の適正性に関する確認書

平成 30 年 3 月 16 日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

本店所在地	東京都港区南青山一丁目 15 番 9 号
不動産投資信託証券発行者名	ジャパンエクセレント投資法人 (コード：8987)
代表者の役職・氏名 (署 名)	執行役員 小川 秀彦 

本投資法人の執行役員である小川 秀彦は、本投資法人の平成 29 年 7 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの第 23 期営業年度の運用報告書の提出時点において、当該運用報告書における投資法人の計算に関する規則（平成 18 年内閣府令第 47 号）第 71 条から第 75 条までの規定に基づく記載に関して不実の記載がないものと認識しております。

不実の記載がないと認識するに至った理由は下記のとおりです。

記

1. 本投資法人の仕組み

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人です。本投資法人は、投信法の規定に基づき、資産の運用に係る業務等をジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）に対し、また、資産保管業務、投資主名簿等に係る一般事務並びに計算に関する事務及び会計帳簿の作成に関する事務等を含む一般事務をみずほ信託銀行株式会社（以下「一般事務等受託者」といいます。）に対し、それぞれ委託しています。

2. 運用報告書の作成プロセス

運用報告書は、一般事務等受託者が作成した会計帳簿及び本資産運用会社が把握している本投資法人に係る情報をもとに、本資産運用会社が運用報告書の原案を作成し、法律事務所による原案の内容検討と共に記載内容に係る助言を受け、また会計監査人による財務諸表に係る監査を受けております。

なお、作成された運用報告書は、本投資法人の役員会にて承認されております。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- (1) 本投資法人の会計監査人である新日本有限責任監査法人より投信法第 130 条に規定する監査報告を受けております。
- (2) 一般事務等受託者が作成した会計帳簿及び本資産運用会社が把握している本投資法人に係る情報に基づいて、当該運用報告書が作成されていることを確認しております。
- (3) 本投資法人に関わる重要な事項が、本投資法人の役員会に適切に付議又は報告されております。
- (4) 運用報告書作成にあたり、投信法に関する記載内容の適法性について、本投資法人の法律顧問である長島・大野・常松法律事務所より助言及び確認を得ております。

以上